

奈良県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり曲川土地改良区営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成二十六年五月九日

奈良県知事 荒井正吾

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
曲川土地改良区 区理事長 松村博行	曲川土地改良区 区営土地改良事業（新規）	平成二十五年六月二十六日	吉田一 松笠間 地区	平成二十四年度から平成二十五年 度まで	平成二十六年三月三十一日